

産業廃棄物処理施設の維持管理の状況について(令和2年2月)

廃棄物の処理および清掃に関する法律第15条の2の3第2項に基づき、酒田共同火力発電(株)に設置している産業廃棄物最終処分場の維持管理状況を次のとおり公表いたします。

1. 施設の概要

	第1灰捨地	第2灰捨地
設置場所	山形県酒田市宮海字南浜187-2	山形県酒田市宮海字南砂畑4-31 他
施設の種類	管理型最終処分場	管理型最終処分場

2. 埋立てた産業廃棄物の種類および数量

	第1灰捨地	第2灰捨地
燃え殻	1,311.84t	埋立予定なし
ばいじん	10,351.58t	埋立予定なし

3. 設備の点検

点検箇所	項目	第1灰捨地	第2灰捨地	異常時の措置		
				第1灰捨地	第2灰捨地	
擁壁等	点検日	令和2年2月19日	令和2年2月19日	措置年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	点検結果	異常なし	異常なし	措置内容	—	—
遮水工	点検日	令和2年2月19日	令和2年2月19日	措置年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	点検結果	異常なし	異常なし	措置内容	—	—
調整池	点検日	令和2年2月19日	令和2年2月19日	措置年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	点検結果	異常なし	異常なし	措置内容	—	—
浸出液 処理施設	点検日	令和2年2月19日	令和2年2月19日	措置年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	点検結果	異常なし	異常なし	措置内容	—	—
防凍状況	点検日	令和2年2月19日	令和2年2月19日	措置年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	点検結果	異常なし	異常なし	措置内容	—	—

4. 残余埋立容量 測定頻度:1回/年

	第1灰捨地	第2灰捨地
測定年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
残余埋立容量	—	—

5. 水質検査(放流水)

(1)排水基準等に係る項目 測定頻度:1回/月

試料採取年月日	第1灰捨地	令和2年2月20日
	第2灰捨地	令和2年2月20日
検査結果取得日	第1灰捨地	令和2年3月12日
	第2灰捨地	令和2年3月12日

検査項目	単位	検査試料		定量下限	排水基準値
		第1灰捨地浸出水放流水	第2灰捨地浸出水放流水		
水素イオン濃度(水素指数)	—	7.5	7.3	—	5.0~9.0
化学的酸素要求量	mg/L	0.7	6.2	0.5	90
浮遊物質量	mg/L	<1	2	1	60

(2)排水基準等に係る項目 測定頻度:1回/年

試料採取年月日	第1灰捨地	令和 年 月 日
	第2灰捨地	令和 年 月 日
検査結果取得日	第1灰捨地	令和 年 月 日
	第2灰捨地	令和 年 月 日

検査項目	単位	検査試料		定量下限	排水基準値
		第1灰捨地浸出水放流水	第2灰捨地浸出水放流水		
アルキル水銀化合物	mg/L	—	—	0.0005	検出されないこと
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/L	—	—	0.0005	≤0.005
カドミウム及びその化合物	mg/L	—	—	0.003	≤0.03
鉛及びその化合物	mg/L	—	—	0.01	≤0.1
有機燐化合物	mg/L	—	—	0.1	≤1
六価クロム化合物	mg/L	—	—	0.05	≤0.5
砒素及びその化合物	mg/L	—	—	0.01	≤0.1
シアン化合物	mg/L	—	—	0.1	≤1
ホリ塩化ビフェニル	mg/L	—	—	0.0005	≤0.003
トリクロロエチレン	mg/L	—	—	0.01	≤0.1
テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	0.01	≤0.1
ジクロロメタン	mg/L	—	—	0.02	≤0.2
四塩化炭素	mg/L	—	—	0.002	≤0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	0.004	≤0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	0.1	≤1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	0.04	≤0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	0.3	≤3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	0.006	≤0.06
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	0.002	≤0.02
チウラム	mg/L	—	—	0.006	≤0.06
シマジン	mg/L	—	—	0.003	≤0.03
チオベンカルブ	mg/L	—	—	0.02	≤0.2
ベンゼン	mg/L	—	—	0.01	≤0.1
セレン及びその化合物	mg/L	—	—	0.01	≤0.1
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	0.05	≤0.5
ほう素及びその化合物	mg/L	—	—	0.1	≤230
ふっ素及びその化合物	mg/L	—	—	0.1	≤15
アンモニア,アンモニア化合物,亜硝酸化合物, 硝酸化合物	mg/L	—	—	0.1	≤200
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類)	mg/L	—	—	1	≤5
ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類)	mg/L	—	—	1	≤30
フェノール類含有量	mg/L	—	—	0.5	≤5
銅含有量	mg/L	—	—	0.3	≤3
亜鉛含有量	mg/L	—	—	0.2	≤2
溶解性鉄含有量	mg/L	—	—	1	≤10
溶解性マンガン含有量	mg/L	—	—	1	≤10
クロム含有量	mg/L	—	—	0.2	≤2
大腸菌群数	個/cm ³	—	—	0	≤3000

(3)ダイオキシン類 測定頻度:1回/年

試料採取年月日	第1灰捨地	令和 年 月 日
	第2灰捨地	令和 年 月 日
検査結果取得日	第1灰捨地	令和 年 月 日
	第2灰捨地	令和 年 月 日

検査項目	単位	検査試料		定量下限	排水基準値
		第1灰捨地浸出水放流水	第2灰捨地浸出水放流水		
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	—	—	—	≤10

6. 水質検査(地下水)

(1) 廃掃法の基準等に係る項目 測定頻度:1回/月

試料採取年月日	第1灰捨て地	A	令和2年2月12日
		B	令和2年2月12日
	第2灰捨て地	C	令和2年2月12日
		D	令和2年2月12日
検査結果取得日	第1灰捨て地	A	令和2年3月12日
		B	令和2年3月12日
	第2灰捨て地	C	令和2年3月12日
		D	令和2年3月12日

検査項目	単位	検査試料				定量下限	廃掃法の基準値
		第1灰捨て地(A)	第1灰捨て地(B)	第2灰捨て地(C)	第2灰捨て地(D)		
電気伝導率	mS/m	96.3	130	37.1	25.1	0.1	—
塩化物イオン濃度	mg/L	220	240	27	28	1	—

(2) 廃掃法の基準等に係る項目 測定頻度:1回/年

試料採取年月日	第1灰捨て地	A	令和 年 月 日
		B	令和 年 月 日
	第2灰捨て地	C	令和 年 月 日
		D	令和 年 月 日
検査結果取得日	第1灰捨て地	A	令和 年 月 日
		B	令和 年 月 日
	第2灰捨て地	C	令和 年 月 日
		D	令和 年 月 日

検査項目	単位	検査試料				定量下限	廃掃法の基準値
		第1灰捨て地(A)	第1灰捨て地(B)	第2灰捨て地(C)	第2灰捨て地(D)		
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	0.0005	検出されないこと
総水銀	mg/L	—	—	—	—	0.0005	≦0.0005
カドミウム	mg/L	—	—	—	—	0.0003	≦0.003
鉛	mg/L	—	—	—	—	0.001	≦0.01
六価クロム	mg/L	—	—	—	—	0.02	≦0.05
砒素	mg/L	—	—	—	—	0.005	≦0.01
全シアン	mg/L	—	—	—	—	0.01	検出されないこと
ホリ塩化ビフェニル	mg/L	—	—	—	—	0.0005	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	0.001	≦0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	0.001	≦0.01
ジクロロメタン	mg/L	—	—	—	—	0.002	≦0.02
四塩化炭素	mg/L	—	—	—	—	0.0002	≦0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	0.0004	≦0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	0.01	≦0.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	0.004	≦0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	0.1	≦1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	0.0006	≦0.006
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	—	—	—	—	0.0002	≦0.002
チウラム	mg/L	—	—	—	—	0.0006	≦0.006
シマジン	mg/L	—	—	—	—	0.0003	≦0.003
チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	—	0.002	≦0.02
ベンゼン	mg/L	—	—	—	—	0.001	≦0.01
セレン	mg/L	—	—	—	—	0.002	≦0.01
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—	—	0.005	≦0.05
クロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	0.0002	≦0.002

(3) ダイオキシン類 測定頻度:1回/年

試料採取年月日	第1灰捨て地	A	令和 年 月 日
		B	令和 年 月 日
	第2灰捨て地	C	令和 年 月 日
		D	令和 年 月 日
検査結果取得日	第1灰捨て地	A	令和 年 月 日
		B	令和 年 月 日
	第2灰捨て地	C	令和 年 月 日
		D	令和 年 月 日

検査項目	単位	検査試料				定量下限	ダイオキシン類対策特別措置法の基準値
		第1灰捨て地(A)	第1灰捨て地(B)	第2灰捨て地(C)	第2灰捨て地(D)		
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	—	—	—	—	—	≦1